

# 農業委員会だより

## 27年度事業計画を決定

第114回農業委員会総会は4月10日、市民交流プラザで開催され、本年度の事業計画が決定しました。内容は次のとおりです。

### 事業方針

農業施策の推進機関として、重要な役割を果たしている農業委員会は、担い手の確保・育成、農地の利用調整など多くの課題があり、地域の世話役として各般の情報を収集、分析し、農業者に的確に提供する責務がある。

国は、農業の成長産業化に向け、遊休農地対策の強化や農地台帳・地図の公表、農地中間管理事業による担い手への農地利用集積などを推進するとともに、農地利用の最適化を加速するため、農業委員会制度・組織改革の関連法を改正しようとして



第114回農業委員会総会

いる。

こうした中、改正される関連法に沿って、新たな組織体制を整備し、農業・農村の発展に向けた取り組みの充実・強化を図る必要がある。

27年度、市農業委員会は、新たな時代の農業委員会組織を目指し、農業者が将来に夢と希望を持ち、農業に取り組みむことができる農業・農村の構築に向け、与えられた責務と役割を十分に果たすため、次の事業に取り組みむ。

### 事業内容

#### ①会議の開催

積極的な農業施策を進めるため、総会、農地部会および農政部会を定期的に開催するとともに、必要に応じて運営委員会を開催し、重要課題の適正処理にあたる。

#### ②研修および調査の実施

「行動する農業委員会」として活動を強化するため、必要な委員研修などを行う。

#### ③関係機関などとの連携強化

地域農業の振興を図るため、県および農業関係機関・団体と連携を密にし、最新の農業情勢・経済情報を的確に把握する。

#### ④広報、相談活動の強化

農業委員の地区活動による農業関係者への情報提供が重要になっていくことから、積極的な全国農業新聞の普及拡大と農政関連情報の提供に取り組みむ。

◇地区担当制による農家相談と認定

農業者などからの地域農政課題の把握

◇市広報紙との合冊による「農業委員会だより」の発行

◇「全国農業新聞」への情報提供および普及拡大

◇各種農業情報の収集および農業委員会業務の市民への周知

◇再生利用が可能な遊休農地の有効利用促進

農地パトロール結果による遊休農地として位置付けられた農地について、所有者からの聞き取りによる意向確認を踏まえ、農地法に基づいた利用促進の指導を実施する。

また、「農地パトロール(利用状況調査)強化月間」を設定し、発生防止などのための啓発普及をし、優良農地の確保とその有効利用に取り組みむ。

◇「農地の日」における実践行動の実施

◇関係機関に対する建議・要望

◇国、県の系統組織に対する要望、提言

◇市農林業施策に関する要望、提言

◇農業委員会法改正に向けた取り組み

#### ⑨主要な取り組みべき事項

##### ●農地調整事業

農業生産の基盤となる優良農地の確保と遊休農地の有効利用を促進し、農地の利用調整を推進する。また、農地制度の啓発普及をし、農地法、農業経営基盤強化促進法などの

法令に定められた農地などに関する所掌事務の円滑な処理をする。

◇農地部会の運営

・各種申請、願い出などの審議、会議の開催

・農地の移動および転用などの現地調査

・農地転用許可後の現況調査

◇農地の利用調整

・農地中間管理事業の支援

◇贈与および相続に伴う納税猶予手続きの指導・助言

●農政活動事業

厳しい状況に直面している農業・農村の中で食料自給率の向上と農地の多面的機能の維持を図るため経営所得安定対策のもと、兼業農家や小規模農家を含む意欲ある全ての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組みめる環境を整えられるよう農業者が抱えている課題や要望を把握し、農政部会の審議を通じて次の事業に取り組みむ。

◇経営所得安定対策の推進

◇地域の農地と担い手を守り生かす運動の展開

・農業者等との意見交換会の開催

・きたかみ農業フォーラムの開催

◇日本型直接支払制度の推進

●農業者年金業務事業

農業者の老後生活安定のため、農業者年金の加入が重要であることから、加入推進に取り組みむ。

◇政策支援制度の周知

◇農業者年金の加入促進

■審議データ

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

農地法	上段 審議件数 下段 面積(m <sup>2</sup> )		
	3月	4月	5月
3条	5	10	3
	12,424	21,136	20,193
4条	2	1	3
	2,865	472	2,264
5条	11	16	14
	8,511	10,967	7,826
適用外証明	3	4	6
	203	8,925	3,925
農用地利用集積計画	130	101	25
	1,205,638	693,432	98,478

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
- ◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合



組合員による田植え

環境にやさしい農業に挑戦

飯豊地区の村上飼料作物生産組合は、たい肥などの有機質資材施用技術と緑肥作物利用技術を使った米作りに挑戦しています。  
 きつかけは、組合員23人のうち8人が畜産農家であることでした。家畜から出るたい肥を利用すれば、現在使用している化学肥料の量を減らした米作りができると考えた

からです。

今年の3月には食料用米のエコファーマー認定制度に申請しました。エコファーマーとは、持続農業法(正称「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」)に基づき、たい肥などを施して土地の力を高め、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を都道府県知事に提出し認定された農業者をいいます。本年度中には飼料用米の部門についても追加申請を行い、食料用米、飼料用米の両部門での認定を予定しています。

約80ヘクタールの水田で、農薬を減らしながら水稲栽培を行うことは容易ではありませんが、同組合では、環境にも人にも優しい米作りを組合員全員で目指していきます。

(農業委員 齋藤 人助)

農業委員会だよりもが「全国農業新聞賞」受賞

農業委員会だよりもは、第21回(26年度)農業委員会だよりも全国コンクールで「全国農業新聞賞」を受賞し、5月18日に岩手県自治会館において岩手県農業会議の佐々木和博会長より賞状が伝達されました。

このコンクールは、農業委員会の情報活動の支援・向上を進めるため、平成6年から実施されております。なお、当委員会は今回の受賞で第18回(23年度)より4回連続の受賞となりました。

当委員会ではこれからも、市民の皆さんに親しんでいただけるよう情報提供などに努めます。



賞状を受け取る高橋宗夫編集委員長(左)

安心して豊かな老後を！  
 農業者年金に  
 加入しませんか

農業者年金は、納めた保険料とその運用収入を原資として積み立て、運用実績により決まる額を受給する確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給の数に影響されない安定した制度となっております。

詳しくは農業委員会事務局または最寄りの農協までご相談ください。

全国農業新聞を  
 購読しませんか

全国農業新聞は、先進的な農業経営者の取り組み事例や農政問題の正確、公正な情報と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ情報を提供しています。

毎週金曜日の発行で、一カ月の購読料は700円です。

購読のお申し込みは農業委員会事務局へ。

農業委員再任のお知らせ

6月1日、新しく発足した岩手県農業共済組合からの推薦により、小原敬氏(和賀町山口)を農業委員に再任しました。

これからの主な行事

- 7月24日(金) 農政・農地部会
- 8月25日(火) 農政・農地部会